

用語の解説

人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

「常住している者」については、本報告書の「平成22年国勢調査の概要」『調査の対象』を参照されたい。

面積と人口密度

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた平成22年の全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成22年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

人口性比

人口性比とは、女性100人に対する男性の数をいう。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性}}{\text{女性}} \times 100$$

年齢

年齢は、調査日前日による満年齢を基に集計している。

なお、10月1日午前零時に生まれた人は、それぞれの調査で0歳に含んでいる。

平均年齢

平均年齢は、以下のとおり算出している。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

※ 平均年齢に 0.5 を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。

つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。

そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

区 分	内 容
未 婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死 別	妻又は夫と死別して独身の人
離 別	妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を「日本」のほか「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分している。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っている。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 — 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに 3 か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

【平成 22 年変更内容】

世帯の家族類型に関する統計の利用の便に供するため、平成 22 年調査から、「親族世帯」及び「非親族世帯」を、「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更した。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	内容
I 核家族世帯	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
II 核家族以外の世帯	(5) 夫婦と両親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯 1 夫婦と夫の親から成る世帯 2 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1 夫婦、子供と夫の親から成る世帯 2 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯
	(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 2 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
	(14) 他に分類されない世帯

<参考>

平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合は、親族世帯に含めていた。例えば、上記でいう「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていた。

3世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含む。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含む。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる 3 世代世帯は含まない。

母子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

父子世帯

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

平成 22 年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員（20 歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」として表章している。

<<注意点>>

母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できるが、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

高齢単身世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

※高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計しているが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっている。

項目	調査年	内容
高齢単身世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）
	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分している。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含む。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含む。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含む。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、住宅の広さに関する調査事項として、昭和60年までは「居室の畳数」を調査している。これは各居室の畳数（広さ）の合計をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室の広さは含まれない。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含む。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含まれる。 ※建物の階数により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分している。また、平成 17 年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

労働力状態

「労働力状態」とは、15 歳以上の人について、平成 22 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したもの。

区分	内容
労働力人口	就業者と完全失業者を合わせた人
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としている。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合 また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めている。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事的ほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

《注意点》

上の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

労働力率

「労働力率」とは、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率（\%）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分している。

【平成 22 年変更内容】

平成 22 年調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、以下のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更した。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称と呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称と呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

【平成 22 年変更内容】

- ・平成 22 年調査の産業分類は、平成 19 年 11 月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が 20 項目、中分類が 82 項目、小分類が 253 項目となっている。
- ・労働者派遣法に基づく派遣労働者は、平成 17 年以前の調査では、「労働者派遣業」に分類していたが、22 年調査から、派遣先で実際に従事する産業を基に分類している。

《注意点》

1. 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によっている。
2. 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な

事業の種類によって分類している。

3. 報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合があるが、その区分は以下によっている。

区分	内容
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

区分	内容
自市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合
自宅	従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 ※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれる。 ※農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。
自宅外	常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学	従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合 これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっている。
自市内他区	常住地が20大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合
県内他市区町村	従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合
他県	従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

（注） 東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

《注意点》

1. 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村

からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっている。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としている。

2. 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っている。
3. ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としている。

常住地による人口(夜間人口)

調査時に調査の地域に常住している人口。

従業地・通学地による人口(昼間人口)

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口＝A市の夜間人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していない。

5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいう。平成22年調査では、平成17年10月1日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分している。

また、5年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章している。

【平成22年変更内容】

平成17年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していたが、平成22年調査から、5歳未満の人についても、出生後にふだん住んでいた場所を調査し、区分している。

区分	内容
現住所	調査時における常住地と同じ場所
国内	日本国内
自市区町村内	調査時における常住地と同じ市町村（20 大都市の場合は同じ区）
自市内他区	20 大都市（東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同じ市又は東京都特別区の他の区
県内他市区町村	同じ都道府県内の他の市区町村
他県	他の都道府県
転入（国外から）	日本以外

人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域のことをいう。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきたが、平成7年調査からは基本単位区（リンク）を基にしている。

人口集中地区を設定した経緯

1. 昭和28年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになった。
2. 市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきた。
3. 昭和35年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにした。
4. 地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されている。

